包括的禁止命令

平成１９年（再）第７３号
東京都新宿区舟町１番地12
再生債務者　株式会社タクト
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成22年６月17日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２２年（再）第７３号
島根県江津市嘉久志町イ1415番地
再生債務者　都錦酒造株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区永田町２丁目14番３号　赤坂東急ビル８階　安藤総合法律事務所　弁護士　安藤　信彦
平成22年６月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第７５号
東京都目黒区鷹番１丁目９番23号
再生債務者　株式会社ヤマイチ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門１丁目８番13号　虎ノ門上野ビル３階　安井・好川法律事務所　弁護士　好川　弘之
平成22年６月18日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２２年（再）第７４号
東京都足立区西新井５丁目30番12号
再生債務者　株式会社ハルナ
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月20日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年８月24日から平成22年８月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

同 意 再 生

平成２２年（再）第４７号
静岡県熱海市昭和町４番22号
再生債務者　株式会社旅館染井
１　主文　本件について同意再生の決定をする。
２　理由の要旨　すべての届出再生債権者が、書面により、以下の再生計画について同意し、かつ、民事再生法に定める再生債権の調査及び確定の手続を経ないことに同意した。
３　再生計画案
第１　権利の変更及び弁済方法
１　再生債権
再生債権者総数、再生債権総額は、次のとおりである。
再生債権者総数　１名
届出再生債権総額　１億8007万7347円
（内訳）
元本　１億7114万9448円
利息・遅延損害金　892万7899円
２　一般条項
⑴　再生債権の範囲
平成22年４月５日（再生手続開始決定日の前日）までの原因に基づいて生じた財産上の請求権並びに同年４月６日以降の利息、不履行による損害賠償及び違約金、再生手続参加の費用の各請求権を再生債権とする。
⑵　金融債権者（別除権者）の処理
金融債権者に対し、新設分割設立会社への株式の譲渡代金を弁済したため、その残額が再生債権となる。
⑶　一般再生債権者に対する弁済の方法
再生計画認可決定確定の日から１か月以内に再生債権の元本額の0.41パーセントに相当する70万円（1000円以下切り捨て）を一括で支払う。
⑷　権利の変更
再生債権者が有する再生債権のうち、再生債権の元本額の99.59パーセント並びに利息及び遅延損害金の全額については、再生債務者の清算結了時に、その全額の免除を受ける。
３　弁済に関するその他の事項
再生計画における弁済は、再生債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、再生債務者の負担とする。
第２　共益債権及び一般優先債権の弁済
未払共益債権及び今後発生する共益債権並びに一般優先債権及び今後発生する一般優先債権については、随時支払う。
なお、現在、従業員の未払労働債権はない。
平成22年６月17日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第４８号
静岡県熱海市昭和町４番22号
再生債務者　野田　孝一
１　主文　本件について同意再生の決定をする。
２　理由の要旨　すべての届出再生債権者が、書面により、以下の再生計画について同意し、かつ、民事再生法に定める再生債権の調査及び確定の手続を経ないことに同意した。
３　再生計画案
第１　権利の変更及び弁済方法
１　再生債権
再生債権者総数　１名
届出再生債権総額　１億8007万7347円
（内訳）
元本　１億7114万9448円
利息・遅延損害金　892万7899円
２　弁済の方法
再生計画認可決定確定の日から２か月以内に、債権者１名に対し、80万円を一括で支払う。
３　権利の変更
弁済を行った後、残再生債権すべての免除を受ける。
４　弁済に関するその他の事項
再生計画における弁済は、再生債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、再生債務者の負担とする。
第２　共益債権の表示及び弁済方法
平成22年５月31日までに発生した共益債権の未払残高は０円である。平成22年６月１日以降に発生する共益債権は随時支払う。
第３　一般優先債権の表示及び弁済方法
平成22年５月31日までに発生した一般優先債権の未払残高は０円である。平成22年６月１日以降に発生する一般優先債権は随時支払う。
平成22年６月17日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第４９号
静岡県熱海市昭和町５番33号　ビヨンド507
再生債務者　坂元　徳行
１　主文　本件について同意再生の決定をする。
２　理由の要旨　すべての届出再生債権者が、書面により、以下の再生計画について同意し、かつ、民事再生法に定める再生債権の調査及び確定の手続を経ないことに同意した。
３　再生計画案
第１　権利の変更及び弁済方法
１　再生債権
再生債権者総数　１名
届出再生債権総額　１億8007万7347円
（内訳）
元本　１億7114万9448円
利息・遅延損害金　892万7899円
２　弁済の方法
再生計画認可決定確定の日から２か月以内に５万円を一括で支払う。
３　権利の変更
弁済を行った後、残再生債権すべての免除を受ける。
４　弁済に関するその他の事項
再生計画における弁済は、再生債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、再生債務者の負担とする。
第２　共益債権の表示及び弁済方法
平成22年５月31日までに発生した共益債権の未払残高は０円である。平成22年６月１日以降に発生する共益債権は随時支払う。
第３　一般優先債権の表示及び弁済方法
平成22年５月31日までに発生した一般優先債権の未払残高は０円である。平成22年６月１日以降に発生する一般優先債権は随時支払う。
平成22年６月17日
東京地方裁判所民事第20部